

参考資料

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（案）

2003. 3. 3

社団法人 緑の安全推進協会

○農林水産省
環境省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

平成 年 月 日

農林水産大臣 大島 理森

環境大臣 鈴木 俊一

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（案）

（農薬使用者の責務）

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じない

ようにすること。

四 農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。

六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

（表示事項の遵守）

第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用する場合には、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。

二 付録の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二

号に規定する希釈倍数未満の希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五 当該食用農作物等の生産に用いた種苗のは種（果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫）から当該食用農作物の収穫に至るまでの間、規則第七条第二項第四号に規定する総使用回数を超えて当該農薬を使用しないこと。

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

（くん蒸による農薬の使用）

第三条 農薬使用者（自ら栽培する農作物等に農薬をくん蒸に使用する者を除く。）は、毎年度、農薬をくん蒸に使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 住所及び氏名

二 当該年度における農薬の使用計画

(航空機を利用した農薬の使用)

第四条 農薬使用者は、毎年度、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）を利用して農薬を使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 住所及び氏名

二 当該年度における農薬の使用計画

2 前項の農薬使用者は、航空機を利用して農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、毎年度、ゴルフ場に農薬を使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 住所及び氏名

二 当該年度における農薬の使用計画

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用する農薬使用者は、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 水田において別表第一に掲げる農薬を使用する農薬使用者は、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(被覆を要する農薬の使用)

第八条 別表第二に掲げる農薬を使用する農薬使用者は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(帳簿の記載)

第九条 農薬使用者は、農薬を使用した場合には、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百一十一号）の施行の日（平成十五年三月十日）から施行する。

（作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病虫害の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令の廃止）

第二条 作物残留性農薬又は土壌残留性農薬に該当する農薬を使用する場合における適用病虫害の範囲及びその使用方法に関しその使用者が遵守すべき基準を定める省令（昭和四十六年農林省令第二十四号）は、

廃止する。

(経過措置)

第三条 第二条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「食用農作物等」とあるのは、「食用農作物等及び農林水産大臣の承認を受けていない食用農作物等」と読み替えるものとする。

別表第一（第七条関係）

一 S—（四—クロロベンジル）—N・N—ジエチルチオカーバメート（別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ）を含有する製剤

二 ニ—アミノ—三—クロロ—四—ナフトキノン（別名ACN）を含有する製剤

三 三—アリルオキシ—ニ—ベンゾイソチアゾール—一—ジオキシド（別名プロベナゾール）を含有する製剤

四 ニ—イソプロピルフェニル—N—メチルカーバメート（別名MIPC又はイソプロカルブ）を含有する

製剤

五 ニ—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸エチル（別名MCPAエチル）を含有する製剤

六 ニ—メチル—四—クロロフェノキシチオ酢酸—S—エチル（別名MCPAチオエチル）を含有する製剤

七 ニ—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸ナトリウム（別名MCPAナトリウム塩）を含有する製剤

八 エチル—五—（四・六—ジメトキシピリミジン—ニ—イルカルバモイル）—スルファモイル—一—メチル

ピラゾール—四—カルボキシラート（別名ピラゾスルフロンエチル）を含有する製剤

九 〇ーエチルー〇ー(三ーメチルー六ーニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート
(別名ブタミホス)を含有する製剤

十 SーエチルヘキサヒドローHーアゼピンーカーボチオエート(別名モリネート)を含有する製剤

十一 (一RS・二SR・四SR)ー一・四ーエポキシーpーメンターニールII二ーメチルベンジルIIエ

ーテル(別名シンメチリン)を含有する製剤

十二 Sー四ークロローNーイソプロピルカルバニロイルメチルII〇・〇ージメチルIIホスホロジチオア

ト(別名アニロホス)を含有する製剤

十三 三ー(四ークロロー五ーシクロペンチルオキシーニールフルオロフェニル)ー五ーイソプロピリデンー

一・三ーオキサゾリジンー二・四ージオン(別名ペントキサゾン)を含有する製剤

十四 四ークロロー二ー(αーヒドロキシベンジル)イソニコチンアニリド(別名イナベンフィド)を含有

する製剤

十五 (RS)ー二ー「二ー(三ークロロフェニル)ー二・三ーエポキシプロピル」ー二ーエチルインダン

ー一・三ージオン(別名インダノファン)を含有する製剤

十六 四―(ニークロロフェニル)―N―シクロヘキシル―N―エチル―四・五―ジヒドロ―五―オキソ―
一H―テトラゾール―一―カルボキサミド(別名フェントラザミド)を含有する製剤

十七 (E)―(S)―一―(四―クロロフェニル)―四・四―ジメチル―二―(一H―一・二・四―トリ
アゾール―一―イル)ペンタ―一―エン―三―オール(別名ウニコナゾールP)を含有する製剤

十八 (ニRS・三RS)―一―(四―クロロフェニル)―四・四―ジメチル―二―(一H―一・二・四―
トリアゾール―一―イル)ペンタ―三―オール(別名パクロブトラゾール)を含有する製剤

十九 一―(ニークロロベンジル)―三―(一―メチル―一―フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)
を含有する製剤

二十 三―(ニークロロ―四―メシルベンゾイル)―二―フェニルチオピシクロ「三・二・一」オクタ―二
―エン―四―オン(別名ベンゾピシクロン)を含有する製剤

二十一 二―メチル―四―クロロフェノキシ酪酸エチル(別名MCPBエチル)を含有する製剤
二十二 O・O―ジイソプロピル―S―ベンジルチオホスフェート(別名IBP)を含有する製剤

二十三 N・N―ジエチル―三―メシチルスルホニル―一H―一・二・四―トリアゾール―一―カルボキサ

ミド（別名カフェンストロール）を含有する製剤

二十四 一―「二―（シクロプロピルカルボニル）アニリノスルホニル」―三―（四・六―ジメトキシピリ
ミジン―ニ―イル）尿素（別名シクロスルフアムロン）を含有する製剤

二十五 二・三―ジクロロ―四―エトキシメトキシベンズアニリド（別名エトベンザニド）を含有する製剤

二十六 （RS）―二―（二・四―ジクロロ―m―トリルオキシ）プロピオンアニリド（別名クロメプロッ
プ）を含有する製剤

二十七 二―「四―（二・四―ジクロロ―m―トルオイル）―一・三―ジメチルピラゾール―五―イルオキ
シ」―四―メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナップ）を含有する製剤

二十八 三―「一―（三・五―ジクロロフェニル）―一―メチルエチル」―三・四―ジヒドロ―六―メチル
―一―五―フェニル―二H―一・三―オキサジン―四―オン（別名オキサジクロメホン）を含有する製剤

二十九 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸エチル（別名二・四―PAエチル又は二・四―Dエチル）を含有
する製剤

三十 二―「四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチルピラゾール―五―イルオキシ」アセ

トフェノン（別名ピラゾキシフェン）を含有する製剤

三十一 四―（二・四―ジクロロベンゾイル）―一・三―ジメチル―五―ピラゾリル―p―トルエンスルホ
ネート（別名ピラゾレート）を含有する製剤

三十二 二・三―ジヒドロ―三・三―ジメチルベンゾフラン―五―イル―エタンスルホナート（別名ベンフ
レセート）を含有する製剤

三十三 二・六―ジブromo―二―メチル―四―トリフルオロメトキシ―四―トリフルオロメチル―一・三―
チアゾール―五―カルボキシアニリド（別名チフルザミド）を含有する製剤

三十四 O・S―ジメチル―N―アセチルホスホロアミドチオエート（別名アセフェート）を含有する製剤

三十五 S・S―ジメチル―二―ジフルオロメチル―四―イソブチル―六―トリフルオロメチルピリジン―

三・五―ジカルボチオアート（別名ジチオピル）を含有する製剤

三十六 一―（ α ・ α ―ジメチルベンジル）―三―（パラトリル）尿素（別名ダイムロン）を含有する製剤

三十七 三―（ジメトキシホスフィンルオキシ）―N―メチル―シス―クロトンアミド（別名モノクロトホ
ス）を含有する製剤

三十八 一 (四・六―ジメトキシ―一・三・五―トリアジン―二―イル)―三―「二―(二―メトキシエトキシ)フェニルスルホニル」尿素(別名シノスルフロン)を含有する製剤

三十九 一 (四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)―三―(二―エトキシフェノキシスルホニル)

尿素(別名エトキシスルフロン)を含有する製剤

四十 一 (四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)―三―「一―メチル―四―(二―メチル―二H―テトラゾール―五―イル)ピラゾール―五―イルスルホニル」尿素(別名アジムスルフロン)を含有する

製剤

四十一 一・二・五・六―テトラヒドロピロロ「三・二・一―i,j」キノリン―四―オン(別名ピロキロン)を含有する製剤

四十二 α ―(二―ナフトキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)を含有する製剤

四十三 二―メチルチオ―四・六―ビス(エチルアミノ)―s―トリアジン(別名シメトリン)を含有する

製剤

四十四 ブチルII(R)―二―「四―(四―シアノ―二―フルオロフェノキシ)フェノキシ」プロピオナ―

ト(別名シハロホップブチル)を含有する製剤

四十五 ニーセコンダリーブチルフェニル ---N--- メチルカーバマート(別名BPMC)を含有する製剤

四十六 $\text{O---t e r t e r b u t y l f e n i l 1 1 6---}$ メトキシ ---N--- ピリジル(メチル)チオカルバマート(別名ピリブチカルブ)を含有する製剤

四十七 ニークロロ ---N--- ・ ---N--- 六 --- ジエチル ---N--- (ブトキシメチル)アセトアニリド(別名ブタクロール)を含有する製剤

四十八 (RS) ---N--- ニ --- プロモ ---N--- (α ・ α ジメチルベンジル) ---N--- 三 --- 三 --- ジメチルブチルアミド(別名プロモブチド)を含有する製剤

四十九 S --- ベンジル ---N--- ・ニ --- ジメチルプロピル(エチル)チオカルバマート(別名エスプロカルブ)を含有する製剤

五十 O --- ・O --- ジイソプロピル ---N--- (ベンゼンスルホンアミド)エチルジチオホスフェート(別名SAP又はベンスリド)を含有する製剤

五十一 ニーベンゾチアゾール ---N--- イルオキシ ---N--- メチルアセトアニリド(別名メフェナセット)を含有

する製剤

五十二 メチル β -ニトロクロロ α -五 β (四・六 β -ジメトキシピリミジン β -ニールカルバモイルスルファモイル) β - β -メチルピラゾール β -四 β -カルボキシラート (別名ハロスルフロ β -メチル) を含有する製剤

五十三 五 β (二・四 β -ジクロロフェノキシ) β -ニートロ安息香酸メチル (別名ビフェノックス) を含有する製剤

五十四 メチル β -ニ β (四・六 β -ジメトキシピリミジン β -ニールオキシ) β -六 β (一 β -メトキシイミノエチル) ベンゾエート (別名ピリミノバツクメチル) を含有する製剤

五十五 メチル β - α (四・六 β -ジメトキシピリミジン β -ニールカルバモイルスルファモイル) β - β - β - β - β (別名ベンスルフロ β -メチル) を含有する製剤

五十六 β - β -メチルチオ β -四 β -エチルアミノ β -六 β (一 β - β -ジメチルプロピルアミノ) β - β - β - β (別名ジメタメトリン) を含有する製剤

五十七 S β (二 β -メチル β - β - β - β - β ペリジール β -カルボニルメチル) β -O β -O β - β - β - β プロピルジチオホスフェート (別名ピペロホス) を含有する製剤

五十八 S—メチル—フェニルエチル—ピペリジン—カルボチオアート（別名ジメピペレート）を含有する製剤

五十九 メチル—N—（N—メトキシアセチル）—N—（2—6—キシリル）—DL—アラニナート（別名メタラキシル）を含有する製剤

六十 (E)—N—メトキシイミノ—N—メチル—N—（N—フェノキシフェニル）アセトアミド（別名メトミノストロピン）を含有する製剤

六十一 (RS)—7—（4—6—ジメトキシピリミジン—ニールチオ）—3—メチル—N—ベンゾフラ—N—（3H）—オン（別名ピリフタリド）を含有する製剤

六十二 (RS)—N—（4—フルオロフェニル）—N—（1H—2—4—トリアゾール—ニール）—3—トリメチルシリルプロパン—ニール（別名シメコナゾール）を含有する製剤

別表第二（第八条関係）

一 クロルピクリンを含有する製剤

二 臭化メチルを含有する製剤

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0 \cdot \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使用量（以下「単位面積当たり使用量」という。）の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、単位面積当たり使用量の計算に用いる面積

参考

【農薬取締法施行規則】

第七条 (略)

2 法第七条第五号の登録に係る使用方法として表示すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度

二 希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその倍数をいう。）の最高限度及び最低限度

三 使用時期

四 総使用回数（農作物等の生産に用いた種苗のは種（果樹、茶その他の多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫）から当該農作物等の収穫に至るまでの間に農薬を使用することができる最高の回数をいう。）

五 散布、混和その他の使用の手法

六 前各号に掲げるもののほか、農薬の使用に関する事項